

資料 - 1

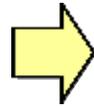
第1回紀の川流域委員会準備会議 - 準備会議の設立について -

平成13年1月18日

紀の川流域委員会及び準備会議

河川法改正の流れ

明治29年(1896年)



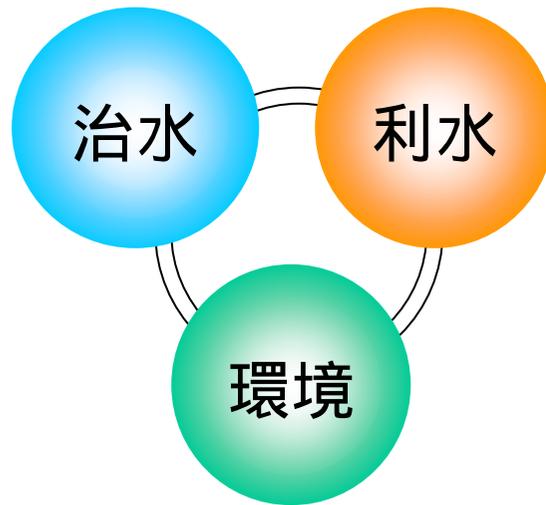
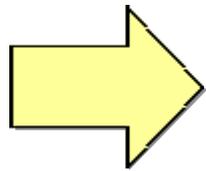
昭和39年(1964年)



+



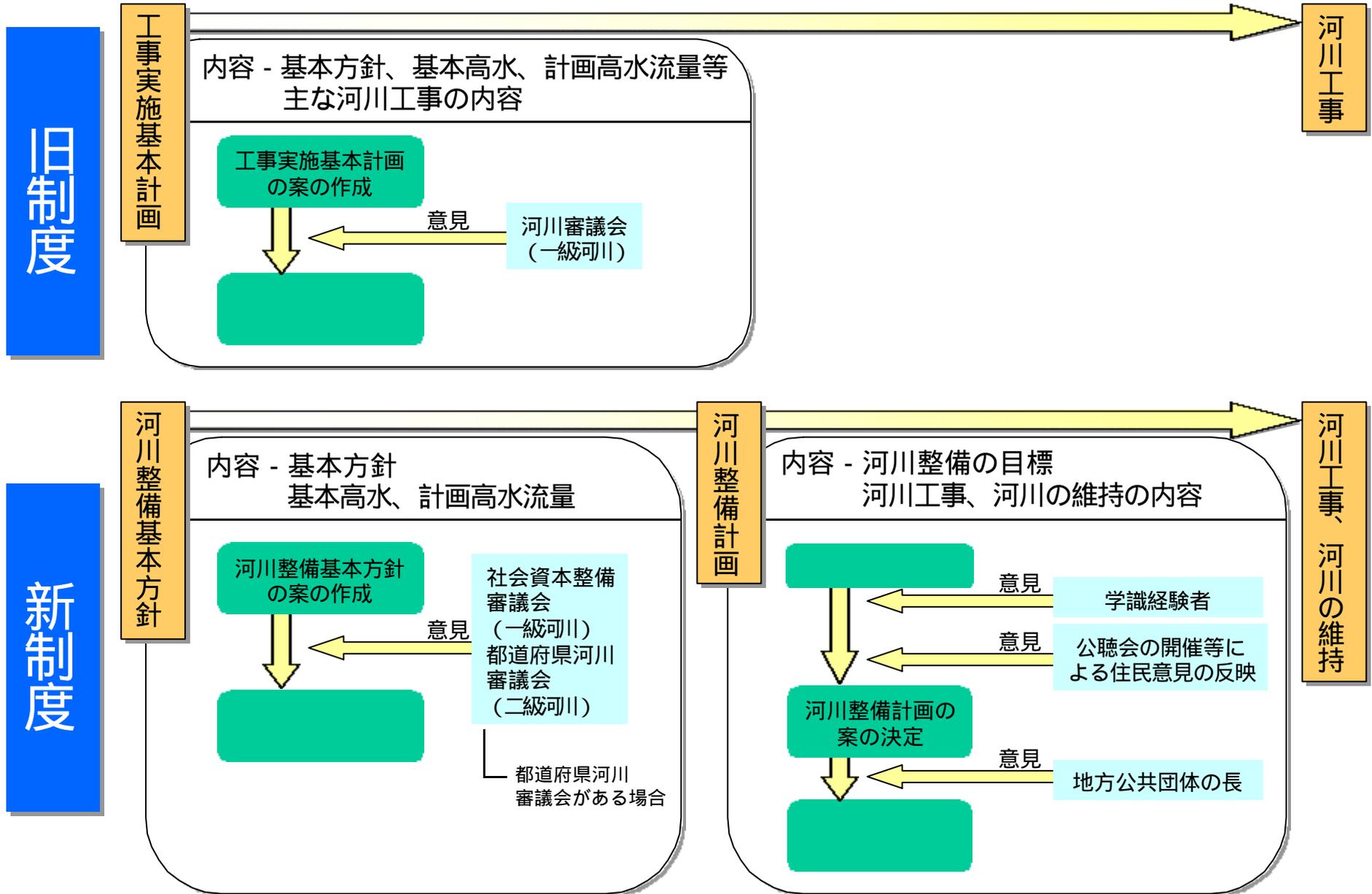
平成9年(1997年)



「治水・利水・環境の
総合的な河川制度の整備」

- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

新しい河川整備の計画、制度



河川整備基本方針（長期的な基本計画）

河川法第16条「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他該当河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 河川の環境の整備と保全

河川の整備の基本となるべき事項

- 基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- 主要な地点の計画高水流量
- 主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
- 主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

* 基本高水：洪水防御計画の基本となる洪水で、ダム等の人工的な貯留施設による調整を受けず、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出る洪水

* 計画高水：基本高水が各種の貯留施設により洪水調節された後に、河川に流れ出る洪水

* 計画高水位：河川改修後において計画高水流量を安全に流下させうる水位

河川整備計画(20～30年の具体的・段階的な計画)

河川法第16条の2「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。」

河川整備の目標

- 河川整備計画の対象区間、対象期間
- 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 河川環境の整備と保全に関する目標

河川工事の実施に関する事項

- 河川工事の目的、種類及び施行の場所
- 当該工事による主要な河川管理施設の機能
- 河川の維持の目的、種類、施行の場所

紀の川流域委員会

1)目的

国土交通省では、平成9年の河川法の改正に伴い、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を策定することとなった。

河川法第16条の2第3項では「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」とある。

よって、近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「紀の川河川整備計画（直轄管理区間）」を策定するにあたり、学識経験者から意見を頂くことを目的として「紀の川流域委員会（以下、流域委員会という）」を設置する。

2)役割

- ・「紀の川河川整備計画」の案について意見を述べる。
- ・関係住民等の意見聴取方法について提言する。
- ・流域委員会の運営方法を決定する。
- ・流域委員会の公開方法について決定する。

紀の川流域委員会準備会議

1) 目的

紀の川流域委員会の設置にあたり、流域委員会のメンバーの選定を行うとともに委員会の公開及び運営方針について学識経験者から提言を受けるため「紀の川流域委員会準備会議（以下、準備会議という）」を設置する。

2) 役割

- ・準備会議の公開方法を決定する。
- ・準備会議の運営方針を決定する。
- ・流域委員会の委員を選定する。
- ・流域委員会の公開方法（案）について提言する。
- ・流域委員会の運営方針（案）について提言する。
- ・国土交通省近畿地方整備局長の諮問を受け審議結果を答申する。

流域図



直轄管理区間：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系のうち、国土交通大臣が管理を行う区間。

規 約 (案)

紀の川流域委員会準備会議規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「紀の川流域委員会準備会議」(以下「準備会議」という。)という。

(目的)

第2条 準備会議は、紀の川流域委員会の設置にあたり、流域委員会のメンバーの選定を行うとともに委員会の公開や運営方針について、学識経験者から提言を受けることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長(以下「整備局長」という。)が設置する。

(役割)

第3条 準備会議は、整備局長の諮問を受け、審議結果を答申する。

(組織等)

第4条 準備会議の委員は、紀の川流域に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(情報公開)

第5条 準備会議の会議、準備会議資料、議事内容の公開については準備会議でこれを定める。

(会議)

第6条 準備会議には、議長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。

3. 会議は議長が召集し、運営は準備会議が行うものとする。

(庶務)

第7条 準備会議の庶務は、国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとし、準備会議の指示に基づき以下の業務を行う。

- ・会議資料の作成
- ・議事録の作成
- ・会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成
- ・その他

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成13年1月18日から施行する。

問 諮

紀の川流域委員会のあり方について(諮問)

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなった。

については、近畿地方整備局でも学識経験者から意見を頂いて、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するため、「流域委員会」の設置を予定している。

今回、紀の川流域の河川整備計画(直轄管理区間)の策定に際し、学識経験者から意見を頂くための『紀の川流域委員会』を設置するにあたり、この流域委員会のあり方(委員の選定、委員会の公開及び運営方針等)について問うものである。